

山口県報

令和7年
3月18日
(火曜日)

目 次

○条例

一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	一
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例	一
本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例	一
山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	一
一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	一
一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	一
企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	一
知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例	一
会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	一
会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	一
一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	一
一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例	一
山口県収入証紙条例を廃止する条例	一

一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

山口県知事 村岡嗣政

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

森林の整備に関する費用に充てるための県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

山 口 県 知 事 村 岡 嗣 政

山 口 県 条 例 第 十 五 号

森林の整備に関する費用に充てるための県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例

森林の整備に関する費用に充てるための県民税の特例に関する条例（平成十七年山口県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令和六年度」を「令和十一年度」に改める。

第三条第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和十二年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

山 口 県 知 事 村 岡 嗣 政

山 口 県 条 例 第 十 六 号

山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例

（山口県使用料手数料条例の一部改正）

第一条 山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の4の表一の二の項中「四千五百円」を「四千五百六十円」に改め、同表一の三の項中「三万九百五十円」を「三万九百六十円」に、「二万四千八百五十円」を「二万四千八百七十円」に改め、同表一の四の項中「二十四万六百円」を「二十四万二百四十円」に、「二

円」に、「六万二千六百七十円」を「五万九千九百円」に、「五千六十円」を「四千八百七十円」に、「一万三十円」を「九千六百九十円」に、「二万八百七十円」を「二万七十円」に改め、同項の(庚)中「六千三百八十円」を「六千百十円」に、「一万四千二百七十円」を「一万三
 千六百四十円」に、「十万五百二十円」を「九万六千八百二十円」に、「四万九千五百九十円」を「四万七千三百二十円」に、「六万二千六
 百七十円」を「五万九千九百円」に、「七千百五十円」を「六千九百二十円」に、「一万五千九百三十円」を「一万五千三百円」に、「三万
 三千三百円」を「二万二千三百九十円」に、「二万五千七百二十円」を「二万四千六百十円」に改め、同項の(庚)中「七千百五十円」を「一
 万二百四十円」に、「八千五百九十円」を「八千五百八十円」に、「六万二千七百七十円」に改め、同表十五の項中「八万二千九百五十円」を「八万四千三百四十円」
 に、「八千二百五十円」を「八千五百九十円」を「一万二千七百七十円」に、「六万二千六百三十円」を「六万四千四百二十円」に改め、同表十七の項中「十二万五百
 六十円」を「十二万九百十円」に改め、同表十八の項中「三万二百七十円」を「三万四百六十円」に、「一万六千三百七十円」を「一万六
 千四百三十円」に、「二万三千百七十円」を「二万一千四百四十円」に、「五千九百五十円」を「六千
 円」に、「四千五百五十円」を「四千五百六十円」に改め、同表十九の項中「七千七十円」を「七千百四十円」に、「一万二千六百三十円」を「一
 万二千七百六十円」に改め、同表二十一の項中「四千三百六十円」を「四千三百六十円」に、「三千円」を「三千十円」に、「一万二千六百三十円」を「一
 万二千七百六十円」に改め、同表二十一の項中「一万六百六十円」を「一万六百二十円」に、「四
 千三百円」を「四千三百六十円」に、「三千円」を「三千十円」に改め、同項向精神薬取扱者免許申請等手数料に関する部分中「一万六千三
 十円」を「一万六千百十円」に、「四千三百円」を「四千三百六十円」に、「三千円」を「三千十円」に改め、同表二十二の項中「四千三百

二万九千七十円

一万千七十円

一万千七十円

一万千七十円

一万千七十円

一万九百八十円
一万九百八十円
一万九百八十円
一万九百八十円

三万一千八十円

一万千六百七十円

一万九千七十円

一万九千七十円

一万九千七十円

一万九百八十円

円」を「四千三百六十円」に、「三千円」を「三千十円」に改め、同表二十三の項中

一万千七十円

二万九千七十円

一万千七十円

二万九千七十円

一万千七十円

二万九千七十円

一万千七十円

二万九千七十円

を

三万一千八十円	に、「七千百三十円」を「七千四百九十円」に、「二千二十円」を「二千円」に、「二千九百二十円」を「二
一万千六百七十円	
三万千八十九円	
一万千六百七十円	
三万千八十九円	

「九百三十円」に改め、同表二十三の(一)の項中「一万四千百十円」を「一万四千七百四十円」に改め、同表二十四の項の(一)中「十六万四千四百三十円」を「十六万九千四百十円」に、「十四万四千八百三十円」を「十四万九千四百九十円」に、「七千四百五十円」を「七千七百六十円」に、「六万四千九百五十円」を「六万六千三百三十円」に、「十万七千七百三十円」を「十一万八百八十円」に改め、同項の(二)中「十四万九千七百三十円」を「十五万四千二百三十円」に、「十二万七千二百三十円」を「十三万千二百六十円」に、「四千五十円」を「四千十円」に、「五万二千三百五十円」を「五万三千三百円」に、「七万六千七百五十円」を「七万八千八百七十円」に改め、同項の(三)中「十万百三十円」を「十万二千八百九十円」に、「九万五千二百三十円」を「九万七千七百円」に、「五万一千七百五十円」を「五万三千三百円」に、「二万七千円」を「二万六百七十円」に、「四万八千八百五十円」を「四万九千八百七十円」に、「四万四千二百五十円」を「四万五百元」に改め、同項の(四)中「五万五千七百五十円」を「三万八千三十円」に、「四万二十円」を「四万四百四十円」に、「三万六千六百円」を「三万五千九百円」に改め、同項の(四)中「五万五千九百十円」に、「五万二千三百五十円」を「五万三千三百二十円」に、「二万六千六百五十円」を「二万六千八百四十円」に、「五千六百五十円」を「五千八百八十円」に、「二万八千五百五十円」を「二万八千四百四十円」に、「二万八千二百五十円」を「二万五千八百四十円」に、「三万五千百八十円」を「二万五千二百三十円」に改め、同項の(五)中「九万五十円」を「九万一千七百円」に、「八万四千三百五十円」を「八万六千七百十円」に、「四万四千九百五十円」を「四万五千八百四十円」を「七千百三十円」を「七千四百九十円」に、「二千二十円」を「二千円」に、「二千九百二十円」を「二